

「文化としての法」を考える

池田政章

本日は四〇周年記念講演というたいへん晴れがましい席にお呼びいただきました。有難うございました。しかし私は内心忸怩たるものがありまして、それでお断りしようかとも思ったのですが、野村先生がご一緒されるということでしたから、それでは野村先生の話をお聴くつもりでいらっしゃる皆様に対して、その前座を務めると考えればそれでいいかということ、お引き受けいたしました。

テーマは「文化としての法を考える」です。このテーマをご覧になって、近年の卒業生のなかには、ああ、あの話ではないかと想像される方もおられるでしょう。しかし、年配の方の場合は、いったい何の話だろうと疑問を持たれた人も多いのではないかと思います。

文化というと、すぐに思いつく日本語としては重要文化財という使い方の文化ですね。「文化としての法」、あの先生は憲法が専門だから、文化財としての憲法の話をするのか。五〇年たったから、日本国憲法は重要文化財になり果てたのかと思われる方が、あるいはいらっしゃるかもしれません。そういう話ではありません。

きょうの話は講演となっておりますけれども、講義調で話をさせていただきますが、いちばんわかりやすくいうと、法に関するカルチャーショックの話といってもいいと思います。

法にカルチャーショックがあるのかと思われるかもしれませんが、カルチャーショックというのは、いうまでもなく異文化に触れたとき、出会ったときに覚える違和感、違和感からくるショックという意味ですね。

判り易い例でいうと、外国に行く、するとまず景色とか風土とか、飛行機の上から眺めたときの土地や町の様相、あれっ、日本と違うなと思います。そして飛行場に降り立って人を見ると、顔つきが厳しいなから始まって、電車のなかでのマナーが違う、集合住宅が多いなというような日常生活の違い。そのうち話をすると、あれっ、こういう考え方をしているからこうするのかという、いわばメンタリテイの違いを感じる。そういうメンタリテイの違いから生ずるショックの総体をカルチャーショックといっているわけです。つまり、今日の話は法に関するメンタリテイの違いを考えるということになります。ですから、表題の「文化」は、難しくいうと、文化人類学、社会人類学などで言うところの文化概念を中心としたものであつて、重要文化財などと言うときに使われている文化概念、つまり、ドイツ流の文化社会学の文化よりは広い意味です。また難しくなりますが、人間の精神的営為によって創り出されたものだけでなく、人間の考え方、行動の仕方などの全体を含めて、ここでは文化という言葉で呼んでいます。そういう文化のなかで法を考えたら、どのような問題がそこにあるのかという話をしてみようというわけです。

少し専門臭くなりますが、実は法文化論という学問があります。私は八年間ぐらい、立教で比較法文化論という講義をしておりますので、先ほどいいましたように、その講義を聴かれた当時の学生諸君は、ああ、あの話だなと思うでしょう。確かにそうですが、今日は、ネタは同じでも違った料理として賞味していただこうかと考えています。

さて、もう一度いいますと、「文化としての法を考える」とは、法に関するカルチャーショック、法に関するメンタリテイの違いを文化との関連で考えてみようということです。なぜそういうことを考えるのか。言いだしつぺ

は野田良之先生で一九七二年ごろのことです。野田先生はフランス法の先生で、フランスにおいてフランス法が働いているのと、日本に入ってきたフランス法が働いているのと、働きが違う。これはなぜだろうと考えた。そしてその理由は、法を支えている土台に文化があつて、文化が違うからその上部構造としての法の働きが違うのではないかと……。

日本の場合、近代化に当って、明治期以降、西欧法を継受しました。フランス法やドイツ法、そして戦後はアメリカ法が入ってきた。しかしそれらが日本で機能するときには、その母国とは違った形で機能する。これは初めからわかつていたわけではない。同じようになるはずだと思っていたが、実際にやってみると違つたではないかという事で、そこでショックを受けた。問題は、なぜだろう、どうすればいいだろう。話はそういうことになってきます。そうしたことを調べようというのが法文化論という学問です。

どこの国の場合も同じですが、要するに、日本にも長い文化の歴史があります。そのため、そこには歴史的・伝統的に培われた文化のタイプができあがっています。文化に関する遺伝子といつてもいい。それがあつたため、ヨーロッパ法を継受してもヨーロッパ法の使われ方がヨーロッパと違う。同じ法をつくつていても、その法が果たす機能が母国と違つてくる。したがって、その機能の違いのなかで、法に対する考え方、つまり法観念とか法意識も違つてくる。どう違ふのか、そしてそれは何故なのかを考えてみよう。こういうことですね。

ところで、『日本人の法観念』という本があります。かつて立教にもおられた大木雅夫さんが一九八三年に書かれた本で、ずいぶん売れ有名になりました。もっと古い有名な本としては、川島武宜さんの『日本人の法意識』（一九六七年）があります。このように法観念、法意識という面から日本人の特性を明らかにしようという試みは、かなり前からあり今も続いているわけですが、その関心のもたれようはまだまだ特定の研究者に限られているとい

うのが現状です。

そこで、こうした法に関する日本人の特性に対する関心が研究者のあいだでどのように展開していったかをおさらいしてみましよう。すると、そこに二つの系譜があることに気がきます。まず第一は、日本人の法に関する考え方・行動様式を研究する。法に関する日本人論といってもいいでしょうね。もう一つは、比較法学者に多いわけですが、ヨーロッパはもちろんのこと、イスラム、ヒンズー、儒教などの文化圏をとりあげて、その文化の型から法の相違を比較しようという試みです。

前者の研究、つまり日本人が法に対してどういう行動様式をとるのかという研究として、最初に有名になった本が川島武宜さんの『日本人の法意識』であつたわけです。後者の研究は、外国人の場合は別として日本人についてはずっとありませんでした。野田先生が少しやりかけたけれども、未完、それでも入り口を教示したという点で貴重な研究だと私は思っています。それを粗削りながらいちおうまとめたと思われる人が、これも立教に前におられた木下毅という英米法の先生です。昨年出た『比較法文化論』という本がそれです。

前者はどういう研究かといいますと、たとえば紛争処理のときに人間がどのように行動するか。まずはアメリカについていわれる裁判好き。これは、早く合理的に解決するためには訴訟を起して裁判で決着をつけなければいられないという考え方ですね。それに対して日本人は、紛争の解決について裁判で白黒はつきりつけるのではなく、両方の言い分を聞いてまあまあというところで収める、調停とか和解とか、両方が納得するような形で収めるというやり方をとるではないかというのです。

そのほかの研究では、たとえば罪と責任。理非曲直を正すなどと言う言葉がありますが、理に照らしておまえにこれこれの責任があるというふうにきっちり決めめるのではなく、理非五分五分といいたまうようか。灰色で構わないから解決していく。昔から喧嘩両成敗という言葉がありますが、喧嘩、傷害などの事件について、加害者・被害

者が吟味打ちりを願う内済という制度があります。そういうものの研究です。

裁判以前のもつと一般的なテーマだと、会議で結論をだすにあたって討論をする。これがデモクラシーの基本です。デリバレーティング・デモクラシーという言葉が近年アメリカでいわれ出しましたが、慎重審議の上で事を決めていくというのです。しかし、わが国で行われる慎重審議は、根回しや談合という方法です。これはデモクラシーにおけるいわば日本の特色で、そういうことを一生懸命研究している人がいます。

こうした研究は、日本人の法に関する文化というジャンルの研究ではないかと思えます。法に関する文化的遺産の研究といえば一層判り易いでしょう。

ともかくこうした研究は、関心さえあれば法学者にとって容易に可能なものです。継受法に定められたヨーロッパ的・アメリカ的解決方法とは違う日本的な解決方法をとる材料を探せばいいからです。それは社会にいろいろ諸現象として表れていますので、そういうものをピックアップしながら分析していく。そうしたネタは比較的目につき、アプローチしやすいわけですから、そうしたことについての研究を發表するというのが法学界での主要な研究であったと思います。

ところで、問題はそれにとどまらない。なぜそうなのだろうか。研究者としていちばん知りたいのはその因由です。原因、理由です。そして、そこに文化の型の違いがあるのではないかという問題意識が生まれてきます。こうして、第一の研究は第二の研究に連結します。

これについては、野田良之先生が一九七〇年代になって関心をお持ちだったようで、『比較法文化論の一つの試み』という論文のなかで、文化の性格の相違は人間集団のメンタリテイの相違であるとして、その相違の要因を考えます。そしてそこには、環境条件による外部的要因と性格などの内部的要因がある、そういう二つのものがあるという指摘をされています。

外部的要因では、具体的にいうと、地勢や気候に従って、遊牧民・農耕民・狩猟民の型ができ、そこから生まれるメンタリテイの相違が宗教や思考の型を決めるというのです。こういう問題になると、思い出すのは和辻哲郎さんの『風土』論です。モンsoon・砂漠・牧場の三類型から世界の文化現象の違いを論じていますが、国民性から宗教・芸術にまで推論が及んでいることは御存知の方も多いでしょう。

宗教・芸術の問題までいけば、メンタリテイの問題ですから内部的要因ということになります。野田さんの脳裏には、和辻さんの先駆的業績があつたのかもしれませんが、もつとも、日本人のメンタリテイ論に関していえば、三宅雪嶺、芳賀矢一に始まって、戦後の南博、宮城音弥、土居健郎……にいたる数え切れないほどの著作があります。この点、南博さんの『日本人論』をみれば、その膨大な著作の系譜が読みとれると思います。

野田さんが最初に興味を持たれた内部的要因の問題は、日本人の性格論、それも、血液型の問題でした。血液型からその国の法文化の特性を明らかにできるのではないかということ、論文を書かれたりしています。

こうして、外在的なものとメンタリテイという心情的なもの、その両方の側面から日本人の法に対する行動様式を明らかにしようと。このような形で文化としての法を考えるとということに関心を持って研究が進められることになります。

ところが、実はこの二つだけではまだ不十分なのではないか。私はそういう気がします。どうしたことかということ、これまでの法文化論では、法に関する行動様式を調べるといふふうには、法行動を前提にしていますので、あくまで法学の側から文化の型を見ている。だから、そこで扱われる材料は法制史や法思想史・法社会学から拾われてくることになります。そういうものをネタにして論文が書かれるわけですが、そうなりますと、ダヴィッドやツヴァイゲルトの比較法論という先駆的業績と大差はないということにならないでしょうか。

ところが、法文化という言葉には、「法に関する文化」という意味のほかに「法という文化」という意味もある

と、私は考えています。今日のテーマである「文化としての法」という言葉は、この二様の観念を含むことを前提につけた題です。つまり、文化を広くとらえると、法も文化の一部です。だから文化のなかで法を考えると、視点が出てきます。それが「法という文化」という問題意識です。先にあげた二つの系譜の後者、あるいはダヴィッドやツヴァイゲルトの比較法論にも、こういう問題意識が含まれていると思います。文化の部分的考察に終わっているのではないかというのが私の感想です。その理由をこれから述べることにします。

まず、法以外で法に近い文化といえば、習慣とか道徳だということは皆さんもご存知でしょう。法と習慣、法と道徳、これらは法学入門のネタですよ。

法から遠い文化は何でしょうか。文学でしょうか、美術でしょうか、建築でしょうか。一体全体、法と建築など関係があるのでしょうか。都市計画法、建築基準法を考えれば、法と建築は関係があると言え言える。では、美術はどうなのか。絵画と法など、関係があるとは思えない。改めて聞かれて一生懸命考えても、ワイセツの問題を別にすれば、やはり関係はないということになるのではないのでしょうか。

しかし、法に関するメンタリテイという側面に留意しますと、メンタリテイが論ぜられる文化が法に無関係ということはないでしょう。そこに文化全体のなかで法を考えると、というテーゼが提起される余地があることになりま

す。

このことをもう少しつっこんで考えてみますと、ともかく、法は規制を目的にしていますから、慣習や道徳などは規制的文化という点で強い関係があることは明らかです。慣習や道徳のほかに規制的性格を持っていて、およそ法と関係がなさそうに見えるものとは、おそらく宗教でしょう。宗教も規制的な性格を持っています。人を殺すな、傷つけるな、盗むな、という規制は法三章ですね。しかし、傷つけるなという代りに姦淫するなといえればモー

ゼの十戒を思い出します。つまり、法と同じように宗教の戒律のなかに規制的文言があるわけで、宗教も規制的な性格が強い。

では法と宗教、宗教から法を見る必要があるのではないか。こうしたことに問題関心を持っている人ならば、すぐマクス・ウェーバーの宗教社会学に気がつくだろうと思います。ダヴィッドやツヴァイゲルトもそうでした。

宗教は文化です。これは両方の文化ですね。文化財もあるし、信ずるというメンタリテイの問題から見られる。メンタリテイの問題であるなら、法行動と深い関係があることはおわかりだと思います。

もうおわかりと思いますが、メンタリテイという面に則して見ると、いちばん距離が遠い美術も、法に関する文化に関係がある。つまり、日本美術と日本人の法文化という問題もテーマになるだろうということに気付きます。

そうだとすると、法から見てどんなに遠いほかの文化についても、それがメンタリテイを支えているものなら、みんな法文化と関係がある。法と文学、法と美術、法と建築、法と建築、みんなくつついてしまう。つまり、文化とはメンタリテイの表徴といってもいいわけですから、文化全体という広大な社会的存在のなかで、法がどういう役割を果たし、ほかの文化とどう影響し合っているか。つまり、ほかの文化からどんな影響を受けて日本人の法に関する行動様式が決まってくるのか。どうもこうしたことも考えなければいけないのではないか。これが文化のなかで法を考えるとというテーマです。

私のこうした問題関心がどのくらい有益なのかについて、私には全く見当が付きません。私はどうも問題になるのではないかと思って、複数の研究者に何度か声をかけたこともありましたが、協力者をうることはできませんでした。それで止むをえず、独りでコツコツと二〇年以上やってきたわけです。

結局、文化すべて、大風呂敷を広げると、すべての文化を通して法を見なければ、法という文化あるいは文化としての法の内容は明らかにならず、従って日本人の法に関する行動様式の体系がわからないのではないかとい

うことになってしまったのです。

こうなると、もう底無し沼です。これではいつまでやっても底がみえてくるわけがない。一人の人間が一生かかっても辿りつける問題だとは、無論思ってもいませんが、そうだ、まあ底無し沼でもいい。沼の底に何か宝物があるらしいと思ってまた飛び込んでくれる人が出てくればいい。こういう気持ちで今までやってまいりました。

そこで、今日の論題である「文化としての法」を更めてここで整理しますと、法に関する文化と法という文化の両方を研究し、その二つの関係性を明らかにする。それも文化のなかの法からみて法に関する文化の型を検討する、このように考えればいいかと思えます。

今までは方法論の問題です。タイトルをつけると「法文化論、その意義と方法」という論文になってしまいますが、具体例を何か挙げろというのが次の注文ではないかと思えます。

文化としての法という表題のなかで、法という文化は文化のなかでどういう位置を占め、ほかの文化とどう影響・関係し合っているか。関心のある一〇〇人の研究者が各分野にいたら、共同研究でそれぞれが分担して、シンポジウムの席でウワツと全体をまとめる。それでもとりあえずの結論はでるだろうと思えますが、何せ私一人でやっておりますので、それでは死ぬまでにとりあえずの結論すらできません。そこで、死ぬまでに何とかまとまるものをと三つ考えることにしました。

一つは目に見えるもの。目で見て型が判るもの。もう一つは目に見えない、底のほうに沈んでいるけれども、そこでしっかりと文化を支えているもの。もうおわかりでしょう。目に見えるものにもいろいろありますが、先ほど申し上げた美術や建築がそういうものに当たるでしょう。そして底で文化を考えているものの代表は宗教ですね。そして、三つ目は日常生活的なもの。これはマリノフスキーなどによって法人類学の基礎となったことは有名な話ですが、私は衣食住の問題ではなくて、言語の問題を考えています。表音文字か、表意文字か、『世界の文字の図

典』などというえらく詳しい本をみますと、こんなに世界に言語があつたのかとびっくりしますが、日常生活で広く使われている文化の一つで、おそらくこれも重要なネタになるでしょう。

私はそれらを法文化の表層と基層と深層と名付けました。表層とは、文化の表情として目に見えるもの。言語や日常生活みたいなのは基層、使われていて、すぐわかるものだけでも、ふだんあまり意識していないもの。そして、深層にあつて見られないものであるけれども、えらく関係があるもの。表層的なもの、基層的なもの、深層的なものという三つの層から代表選手を引っ張りだして、そこに関係のある答が出てくれば一步研究が進んだことになるのではないかといいわけです。

私がいちばん好きでやってきたのは宗教です。最初はキリスト教、それから仏教が好きになって、ある時期からそちらにのめり込むことになりました。私の趣味が古寺巡礼だということは広く知られていますから、ここで宗教の話をする、またかと思う人がたくさんいますので、今日はしなななつもりです。

そこで、今日は表層的な文化のうちで誰でもが経験できる話を一つしてみようかと思ひます。これこそ皆さんが外国へ行つたときに受けるカルチャーショックでしょう。

パリでもロンドンでもいいですが、パリなら、ド・ゴール空港で降りて北のほうから、街の中へ入ってくる。そうすると、まず町並みにびっくりするでしょう。あれっ、外国の都市ってこんなかと思ひます。そして凱施門の上から三百六十度見回したパリの都市景観、これはもう忘れられません。

いや、パリよりローマのほうがもつとすごいという人がいるかも知れない。古代からの「永遠の都ローマ」だから、昔から今まで二五〇〇年ぐらい、そのあいだの文化遺産がたくさんある。まず、それに感心するかもしれないけれども、バチカンの上へ上がってみると、うわあ、すごいなともつと驚く。まず屋根の色が統一されている。建

物のでこぼこがほとんどない。だいたいペタツとなっている。高い尖塔は聖堂だけ。要するに、古い町なのに何て整った景観なんだろうと思う。

それはパリ、ローマに限らず、ロンドンも、ヨーロッパの都市の美しさはみな同じです。飛行場からヨーロッパの町に入って、まず受ける最初のカルチャーショックが都市景観の違いです。だから、法文化論を勉強したいと思う人は、とりあえず海外旅行へ行つて、この都市景観の違いはどこから来るのだろうかと考えればいい。

法律家の答えは簡単です。ロンドンの場合だったら一六六六年に大火でシティが全焼し、その後きれいに整理して建物を建てたから今はきれいなんだ。法律家はそう答えます。翌年にロンドン市再建法という法律を作って、壁面・屋根・階数などの総合的建築規制をし、間口・道幅に合った高さをもつ建物群にしたからだ、と、法律家はすぐ法律と結びつけて議論します。

しかし、私はそんな説明では納得できない。なぜそんな法律が作れたのかです。日本は戦争で焼け野原になったのに、そういう法律を作つてきれいな町づくりをしなかった。なのに、ロンドンは三百年以上も昔になぜやったのかということになりはしませんか。そうすると、そういう法律を作つたヨーロッパ人と作れなかった日本人のメンタリテイの違いは何か。それこそ文化としての法の問題です。

そういうことで、都市景観に関する法文化を調べてみようと思つて一〇年たつてしまいました。なぜなら、これは日本とヨーロッパの比較都市史の問題です。日本はさておき、ヨーロッパにはピレンヌ、プラーニッツ、レールリッヒなど膨大な研究の蓄積があるからです。

わが国では増田四郎というヨーロッパ中世の経済史の先生がいらして、宮沢先生とよくヨーロッパの話なさいつていました。『ヨーロッパとは何か』といった本もありますが、ヨーロッパの都市は中世の原型をそのままにとどめているというのが、その語り口調です。ヨーロッパの今の都市プランは中世に始まった。だいたい一二世紀の半

ばごろに最初の原型ができあがった。そんな話をよく覚えていました。

そうだとすると、都市景観に対するヨーロッパ人のメンタリテイは中世以来のものだ。こういうことになりました。

ヨーロッパの中世都市は城壁に囲まれているのが特徴です。一キロ四方ほどのところに二〇〇〇から三〇〇〇の人が集まって、聖堂を中心に広場を造り公共の建物を造る。人が生活をしていくためには、今度は食品や日用品の製造業や商業が必要です。そういう優先順位があるから、住居は集合住宅になり、道は人が通れるだけの幅があればいい。こういうことになります。

だから、中世にタイムスリップなどという宣伝文句で観光客がよく行くところ、有名なのはイタリアのアッシジ、ドイツのローテンブルクでしょうか。アッシジへ行くと道路が本当に狭い。ローテンブルクも通りのことはシュトラッセではなくガッセといいます。だけど、私が行ってびっくりしたのは、フランスの、パリから北東に一四〇キロほどのところにあるラン(Laon)という町です。旧市街が残る聖堂前の路地の狭さといったら傘も広げられない。そのぐらい通路が狭いんです。

ご存じのとおり、中世ヨーロッパの木造住宅は上へ行くほど軒が出ています。二階、三階と、少しずつ軒が出てくる。もちろん道路の両側からです。だから、一番上のほうはだいたい両側の家の屋根が触れ合うぐらいになる。そうすると樋が要らないんです。上から雨水が落ちてくると家にはかからないで、両方から道路の真ん中に落ちる。中世の都市は道路の真ん中に細い溝を造っておけば、そこが排水溝になって流れていく。それを考えて道路の幅が決められたら、傘がさせるわけがない。両側の家の雨垂れがちょうど道の真ん中に落ちるから、傘もささずに歩ける街というのが中世都市のモデルなんです。

〈旅情〉という映画がありました。キャサリン・ヘップバーンのサマータイムのラヴ・ストーリーです。ベネチ

アはラグーナ(瀉)の上につくられた町だから狭いのは無理もないけれども、あのキスをした通路を〔ソット・ポルティコ〕といいます。「ポルティコ」は柱廊、「ソット」はその下ですから、上の家を支える柱を並べた廊下の通路なんです。それこそ都市の部品が押し合いへし合い、廊下形式の通路がやっとできたというわけです。これも中世都市のメンタリテイがつくらせたものでしょう。

さて、そういうなかで生活していれば、公と私の問題をいやでも意識せざるを得ません。どこまでが自分の領域で、どこからがみんなのものか。生活の場面における公的空間と私的空間の認識の問題というのは、中世の囲郭都市、周りが城壁で囲まれた都市のなかでの長年の生活で鍛え上げられてきたものであるとおわかりだろうと思います。つまり、ヨーロッパにおける公共性の発見とそれに伴う個人のクギリの確認はこうして生まれたと考えられますよね。

もう一つ先ほど申し上げた美術の問題、これをヴィジュアル系の絵画の例をもって考えてみます。

ヨーロッパの絵画は線遠近法で描かれています。古くはポンペイの壁画にありますし、近代のそれは、すでに一五世紀の前半期に、マザッチオの「聖三位一体」に始まって、有名なフラ・アンジェリコの「受胎告知」ではそのはつきりした証拠をみることができます。フラ・アンジェリコの場合だと、なんと日本では周文の時期にあたります。線遠近法が特に顕著になるのはルネッサンス以降ですが、線遠近法とは、ご存知の通りある一点に焦点が合つて、そこへ視線が集中します。文字通りの消失点です。だから西洋画を観ると、まず一点にパツと目が行きます。それから回りをぐるっと観る。単焦点型が基本です。

それに対して日本の絵はどうですか。焦点はありますか。だいたい俯瞰図法か空気遠近法でしょう。山水画の構図はひどいものです。雪舟の「四季山水図」では、遠くの山が大きく描いてあって、近くの庵室が小さい。鑑賞者

のすぐ近くで橋をわたる仙人が遠景の山より小さいなんて、そんなばかなことはないでしょう。墨の明暗濃淡で空間を表現していますから、遠景か近景か、どこに焦点をあてていいかわからない。仕方がないので、上からずっと観ていくと、それぞれが絵になっている。上の山の部分は上の部分で、真ん中の山みちの部分がそれぞれまとまった絵で、下の庵室の部分がまたまとまっている。そんなふうに描いてあります。ですから、日本の絵画は多焦点型です。

単焦点と多焦点という絵の描き方、それを描いている画家のメンタリテイはどうかと考えますと、単焦点型は自我意識が明確であるのに対し、多焦点型はそれが拡散しているといったら穿ちすぎでしょうか。

今度は絵巻物を考えてみます。絵巻物というのは日本独特の絵画の様式ですから、日本人のメンタリテイがよく読みとれる例だと思われれます。物語は続いています。あれは多焦点どころではない。多焦点の連続でしょう。全部、一場面でまとまった絵柄でありながら、しかし次の場面に移ると、前の人物が移って、また一つの物語りになるという具合です。典型的な例として、いま私の頭にあるのは、同じく雪舟が描いた、毛利旧邸にある「山水長巻」という巻物です。観ていると、なかにつぎつぎと人物が描かれています。自分がその人物になってしまふ。もちろんそれが目的で描いているんでしようが、その人物と一緒に行動していくんですね。いふなれば、観ている自分と描かれている人物、主体と客体がどこかで融合してしまふ。臥遊的山水画の見本です。こんな例は決して珍しいものではありません。

こんな絵は西洋画にはないでしょう。観る者と描かれた人物は全く別物です。向き合っている主体と客体です。日本画では、「山水長巻」に代表されるように主客一如、自他一如。多焦点で拡散した自我はこうして統合されます。こういう文化は法を考えるとときにえらい違いを生むはずだというのは、法学部を出た方ならおわかりになりますね。自他が別でないとは法律関係が成り立たない。法律関係の基盤を否定する日本文化、こう考えれば、法に關す

る日本文化の特異性も見えてくるのではないでしょうか。

さて、与えられた時間はもう過ぎてしまいました。ここまで「文化としての法を考える」というテーマの、いわば入口から始まって出口の一端、それも個人と公共もしくは公と私に関するメンタリテイと、主体・客体の関係性のあり方というわずかな例についてだけ話をしました。しかしこのように文化についての数多くの事例から、そこにある日本とヨーロッパの文化に関するメンタリテイの違いを拾ってくれば、法に関する文化の型の違いについてさまざまな因由と多くの結論がさらに導きだせるのではないかと考えています。こういうことを死ぬまでやるつもりですが、先ほど申し上げたように、死ぬまでやっても終わりませんので、どうぞ後輩の方で関心をお持ちの方がいらしたら、後をつないでやってくださればたいへん有難いと思っています。これが私の遺言でございます（笑）。

謹聴、どうもありがとうございます。（拍手）